

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

去

る六月一五日、社会党出身の野坂浩賢建設相は、長良川河口ゼッキの本格運用を決めた。野坂氏は、元来、この問題については、反対の意思を表明していたはずである。政治家が、自らの意思や公約を一八〇度転換する裏には、それなりの理由があるはずである。しかし、野坂氏からは明確な理由が示されなかった。

国民の側からすれば、こうした重要な問題について、たんに 老人性の大臣でいたい・いたい 症候群 からの心変わり を、黙って見過ごすわけにはいかない。

先の参議院選挙では、こうした社会党出身の大巨、さらには村山内閣の体質が問われた結果、国民は、同党の大幅な議席の減少という厳しい審判を下した。

三月一日、自治省行政局長とその手のうちにある協力者グループは、あらゆる市民の広範な個人情報(国家一元管理をねらいに、住民基本台帳を基にした国民総背番号制を導入するプランを明らかにした。一方、厚生省も公的年金に加入している者を対象に、基礎年金番号を基にした国民背番号制を九七年一月からスタートさせる考えで、準備を進めている。

元来、社会党は、国民総背番号制反対で



一貫していた。しかし、今の社会党は、役人主導の番号制を基にしたデータ監視社会化プランに対し、ほとんど関心を示そうともしない。また、課税目的に使用が限定される納税者番号制と、あらゆる市民の個人情報(国家一元管理をねらいとする国民背番号制との違いもわからない議員も多い。まさに、こうした状況は、納税者番号を仮装して国民総背番号制の裏口導入 をはかるうとする役人の思いつきである。

六月三〇日、青島幸男・東京都知事は、世界都市博覧会(中)の中止を決めた。いったん役人が決めたことを引つ繰り返すことが容易でないこの国にあって、苦渋の決断を強いられたに違いない。

この青島知事の決断について、役人出身の鈴木俊一・前都知事は、「迷惑千万、遺憾千万。『サリン』を都政という車の中でまいてくれたと思うと、不愉快」と批判したという。青島知事の中止決定については、さまざま評価があつて当然である。ただ、最も重要なことは、これまで「役人・行政主導で決めたことは引つ繰り返ることがな

い」といった神話が、わずかなりとも崩れたという事実である。青島知事にあれだけ抵抗していた開催派議員も、都民の動向を意識してか、まったくの腰砕けである。昨今、議員の多くが、いかに役人に追従し、市民的ないしは国民に根ざした政治をしてこなかったかを、まざまざと見せつける結果となった。

ひるがえって、役人主導の国民総背番号制導入プランについてはどうか。役人追従の立法府、これに満足なセーフガード論を展開しえないプライバシー法の専門家や運動基盤の弱いプライバシーNGOなどの状況も加わって、このままでは将来に禍根を残す結果にもなりかねない。

今の政治家には確かにあまり期待できない。しかし、立法府が役人や行政をコントロールしてもらわないと困るのである。

社会新報の一記者のことはが耳に残る。「青島決定が先に出ていたら、野坂決定はできなかったかも知れない」と。やはり、選挙民の目は無視できない、ということである。

私たち市民は、国民総背番号制問題については、恐い選挙民 であらねばならない。PIJは、特定の政党に限らず、議員の番号制のお勉強 にも力を貸して行こうと思っている。

代表 石村耕治

自治省の住民基本台帳番号方式による 国民総背番号制導入案（中間報告）を検討する

フライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）
調査研究部自治省構想検討委員会

本

年三月一日、自治省行政局長の私的諮問機関である「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」（座長・小早川光郎東京大学法学部教授）は、住民基本台帳を基礎として、「すべての住民を対象とした統一的な番号制度（以下「共通番号」）を設ける」との中間報告を発表した。

PIJは調査研究部に「自治省構想検討委員会」を急ぎよ設置し、その内容について検討を進め、今回、同構想の持つ重大な危険性を広く知ってもらうため、問題点を指摘した本報告書を発表することとした。

一 「共通番号」の導入にかける自治省のねらい

「中間報告」は、住民基本台帳を基礎として、全国民に生涯を通じて全国的に重複しない「共通番号」を付け、「氏名、住所、性別そして生年月日」の四項目の個人情報をも、自治省が新たに設置するコンピュータ・

センターで一元的に管理し、この情報をも他の省庁や民間に、求めに応じて提供するシステムを提案している。

同研究会は表向きの「研究」目的を、「住民基本台帳の利用のあり方や市町村の行政サービスの活用等のための住民記録システムのネットワークの構築を研究・調査」するとしている。しかし実際は、社会保険庁、運輸省、国税庁など国民を番号で管理するシステムを有する13省庁（注）が共同で検討を進めている「共通番号制」（国民背番号制）において、自治省が住民基本台帳にもとづく方式で、そのイニシアチブをとり行政権の拡大をはかることをねらっている。

そもそも共通番号制問題は、「公平な課税をおこなうための納税者番号制」として検討が始まったはずである。

政府税制調査会を中心として、適正な課税を確保する総合課税のための手段すなわち、すべての所得を捕捉するための方法として「納税者番号制」が議論されてきた。

しかし、役人は、「納税者番号制」＝「課税の公平」という大義名分にかくれ、実際は、13省庁が中心となって実質的な国民背番号制である「共通番号制」の検討を着々と進めてきたのである。しかも大蔵省は「分離課税のまま納税者番号制を導入」（94年12月30日付日本経済新聞）と、従来の番号制により総合課税をめざす方針を変更し、総合課税を早々と放棄してしまった。結局「総合課税」は「共通番号」の真の導入目的ではなかったのである。このように国民を欺く官僚の体質は、抜き差しならないところまできている。

さて、自治省のねらいは「共通番号」の付番機関としての地位を手に入れることにある。この付番機関をどこにするかということについては、「技術的」にも自治省とする案が有力となりつつある。これまで付番機関を自治省とする案（住民基本台帳付番方式）と、厚生省とする案（年金番号方式）が比較検討されてきた。しかし、「付番のまれ」あるいは「番号の重複」を排除する有力な方法として、子どもの出生届け・外国人登録と同時に付番する方式すなわち、自治省が管掌する住民基本台帳による付番方式が有力になりつつある。

（注1）共通番号制度連絡検討会議の構成

- 税務等行政分野における共通番号制に関する関係省庁連絡検討会議 -
〔本部〕内閣内政審議室、法務省大臣官房長、外務省大臣官房長、大蔵省主計局長、大蔵省主税局長、国税庁次長、文部省大臣官房長、厚生省年金局長、社会保険庁次長、農林水産省経済局長、運輸省自動車交通局長、郵政省貯金局長、郵政省簡易保険局長、労働省大臣官房長、自治省行政局長、自治省税務局長、警察庁交通局長、総務庁行政管理局長、総務庁恩給局長

しかしこの方式はスウェーデンで実施されているように、国民の管理を最も徹底して行うことが可能な方式である。そして自治省はこの付番機関としての地位を獲得することによって、今後の行政さらには後述する「国民管理の中枢機関」となることをねらっているのである。

自治省の前身は、戦前、国民の思想統制と弾圧の主役となった旧内務省である。自治省の思惑通りに事態が進めば、国民の精神的自由を押しつぶす、装いを新たに「内務省」が復活してしまう。

二 限定番号と共通番号

自治省がねらっている「共通番号」制度とはどのようなものかを検討す

る前に、まず、個人を識別する二つの「番号」システムの違いについてみておきたい。

限定番号

「限定番号」とは、単一の行政機関あるいは分野・部門などで、それぞれ独自の方式で付番され、かつ、そこに設置された個別の「個人情報データベース」においてのみ使われる、「個人を識別する番号」を意味する。

たとえば、社会保険庁の「年金番号」、警察庁の「自動車運転免許証番号」、外務省の「パスポート番号」、国税庁の「納税者番号（整理番号・源泉徴収義務者番号）」など、現在の国の行政機関で使われている「個人識別番号」は、「限定番号」である。また、銀行の「預金口座番号」、証券会社の「顧客番号」、クレジットカード会社の「会員番号」、医療機関が患者の診察券に付ける番号など、民間の企業や機関でも「限定番号」は多数使われている。

しかし、これらの番号は、単一の行政事務や企業の内部で「情報管理目的」に使用する番号であり、これらの「番号」は付番の方法に共通の基準はなく、管理主体が独自の方法で付番し、かつ、他の管理主体との間ではその番号を使った情報交換は原則として行われていない。

共通番号

「共通番号」は「限定番号」とは、付番の目的も付番の方法も大きく異なる、個人識別番号システムである。

付番の共通性

まず、「付番機関」が存在する。唯一の付番機関（たとえば自治省）がすべての「共通番号」の付番事務を管理し、他の機関はその「共通番号」を利用することはあっても、「共通番号」を勝手に付番することはできない。

さらに全国民（居住外国人を含む）に、同じ番号が二重に発行されないよう、かつ、番号が付かない人間が居ないよう、共通する「台帳（ファイル）」をもとに、一定の方法で番号を付けなければならない。

利用の共通性

現在、「限定番号」を使用している社会保険庁、警察庁、外務省、国税庁などのすべての行政機関、さらに民間の金融機関や証券会社、一般の企業、学校など、およそ個人情報収集・管理・利用している機関が一斉に、その情報処理に使う「共通の番号」としてこの番号を使わなければならない。「共通番号」としての機能が発揮されない。

さらに、各機関が単に同じ番号を使うだけではなく、各機関がコンピュータ・ネットワークを利用して個

人情報データベースを相互に接続し、情報交換が可能になるOSI（開放型システム間相互接続）機能を持たしたシステムを作りあげなければならぬ。このOSIシステムが完成してはじめて、その人物の番号さえわかればすべての個人情報が一瞬にして収集できる「データ監視社会」の構築が可能となる。

三「中間報告」が想定する

「共通番号」システムの概要

自治省がめざす「共通番号」はどのようなシステムが想定されているのであろうか。

「中間報告」が述べている「共通番号」の付番方式、「共通番号」を利用するためのネットワークシステム、「共通番号」の活用方策などをまとめると次のようになる。

自治省が構想する

「共通番号」制度の概要

全住民に住民基本台帳に基づき生涯不變の全国的に重複しない番号を付ける。「共通番号」は、市町村が住民に対して付番するとともに住民基本台帳に記載される。

コンピュータセンター等で氏名、住所、性別及び生年月日の四情報を、番号とともに集めてチェックを行う。番号に基づいて各種の事務処理、行

政サービスを行う。

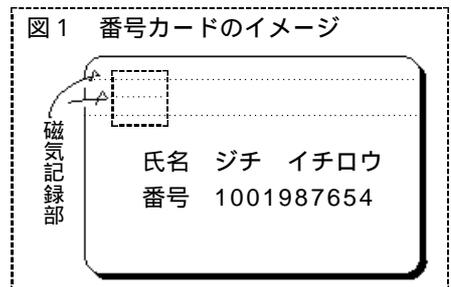
センター等を窓口として、他の行政分野へ番号に係る情報を提供する。（民間機関への情報提供を禁止するとの記述はない）

市町村は「番号カード」（図1）を番号の告知のために住民に交付する。このカードには、前記四情報が電子化されて記録されるとともに、住民はそのカードの携行を求められる。

また、各行政機関がその窓口等で、カードの提示を求められることにより事務の効率化簡素化が図られる。すべての行政機関が「共通番号」を利用できるだけでなく、民間の機関がこの番号を利用したデータベースを構築することを禁止しない。さらに、民間機関が「番号カード」の提示を求めることも禁止しない。

「共通番号」制度のためのネットワークシステム（図2）

二重付番のチェックなど、「共通番号」の管理のために、中央と都道府県にコンピュータセンターを設ける。



中央のセンター、都道府県レベルのセンター、市町村を相互に結ぶコンピュータネットワークを構築する。

中央のセンターはこのネットワークにより市町村から氏名、住所、性別及び生年月日の四情報を、市町村は「共通番号」に係る情報を入手する。

センターは、官民への「共通番号」に係る個人情報提供の窓口となる。

「共通番号」の付番方式

「中間報告」は次の三方式の中から、「番号割り当て方式」を、事務の簡略さと番号のケタ数の少なさを理由に「適当」としている。

一括付番方式（中央機関が一括してすべての住民に付番）

番号割り当て方式（市町村が、事前に割り当てられた番号の範囲内で付番）

市町村コード付加方式（市町村が、現在の住民コードを基礎として付番）

具体的な付番方法

番号割り当て方式によれば、たとえば、東京都千代田区に「1000」が自治体番号として割り当てられたとすると、その次に六ケタの「個人番号」を順番に付加していくことにより、10ケタで区内の全住民に、機械的な「共通番号」を付番できる。（スウェーデンのよつな、生年月日を基礎にした「覚えやすい」10ケタの

付番方式は、人口の多い日本では同一の番号が多数できてしまうため、採用することは困難であろう。）

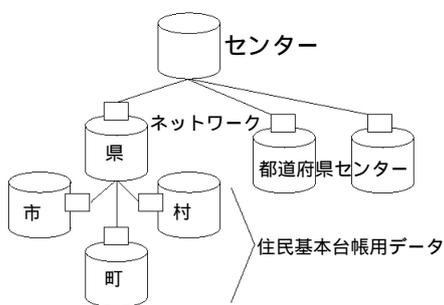
「共通番号」制度の活用方策

「中間報告」は「災害時の住民基本台帳のバックアップ」、「国・地方の政策形成の資料」、「広域行政サービス」の実現など、「共通番号」制度の活用によって得られる表向きの「利点」を挙げているが、「真の利点」とは次のようなことである。

ネットワークの活用とは

ネットワークを活用することにより、全国どここの行政機関でも企業でも、一瞬にして、個人の基本情報を収集・照合できる。

図2 ネットワークのイメージ



「共通番号」の活用とは

住民基本台帳番号（共通番号）を活用して、その人間が全国どこに住んでいても、どこかの企業に勤めていても、追跡することが可能となる。

番号カードの活用とは

住民に携行させる「番号カード」は、まさに「身分証明書」として、さまざまな分野さまざまな機関で、本人確認の手段としてきわめて有効に活用できる。

四 共通番号の本当の役割

「中間報告」の構想では、住民基本台帳に基づいて国民に「共通番号」を付番するだけではなく、この番号によって個人の「氏名、住所、生年月日、性別」の四項目を「中央センター」に集めることとなっている。

一般人の感覚からすればこれらの項目は親しい友人でも知っていることであり、これらが集積され管理されたとしても、特にプライバシーの侵害にはならないのではないかと感じるであろう。「中間報告」も、この共通番号制度は現在の住民基本台帳制度を拡張するものであるとの認識から、現在の住民票と同じく、共通番号とそれに付随する四情報を、広く民間にも「公開」することを考えている。また、国の他の行政機関も住

民基本台帳制度創設の趣旨からみて、この共通番号と四情報を、当然利用できると考えている。

しかし、このように単純に、すべての官民の機関に共通番号と四情報を「公開」して、何も問題がないのであろうか。

問題の所在は、もう少し複雑なところにある。

情報の相互利用と民間への提供

一九八七（昭和62）年一二月に、国の主要行政機関の代表からなる「行政情報システム各省庁連絡会議」は、「国の行政機関におけるデータベース整備に関する基本方針」を明らかにした。この「方針」は、「各省庁の保有する情報を相互に利用する」とともに、「民間等への提供による社会的活用の推進」をうたっている。

つまり、各行省庁が個別に、独立して収集、管理、利用している膨大な量の個人情報等を、共通の番号を使ってデータベース化し、コンピュータ・ネットワークで結ぶことにより相互に利用し合おうということである。これにより、たとえば課税庁がデータベース化した納税者情報は、警察署や福祉事務所、入国管理事務所提供、あるいは相互交換が可能となる。

共通番号の役割

特集 自治省の国民総背番号制導入案（中間報告）を検討する

特集 自治省の国民総背番号制導入案（中間報告）を検討する

しかし、個人情報の相互利用を行うためには必須の技術的前提条件がある。

第一に、他の機関が保有する個人情報データベースから、必要な情報を自由に検索・収集できる共通のマスター（個人の識別番号）の存在である。すなわちこのマスターこそが、『国民のすべてに漏れなく、重複なく付けられた「共通番号」（国民総背番号）』である。このマスターがあつて初めて、各省庁は他の省庁の保有するデータベースに自由にアクセスすることが可能となるのである。

第二に、他の省庁からマスターキーを使って、居ながらにして一瞬のうちには情報を入手できるシステムの構築である。このためには、各省庁が相互にコンピュータ・ネットワークで結ばれている必要がある。しかし、それだけでは共通番号は十分にその「効果」を発揮しない。

マスターである共通番号（国民総背番号）に求められる機能は、国民のすべてを誤りなく識別できることだけでなく、常に最新の異動状況を的確に把握できることが必要である。そのために自治省は全国的な管理センターを設け、このセンターと各市町村・都道府県をコンピュータ・ネットワークで結びこことにより、

住民の最新の情報が相互に流通するシステムを構築しようとしている。

そして、この中央センターと各省庁がコンピュータ・ネットワークで結ばれることにより、完全な「データ監視社会」の基盤が確立される。（七ページの「図3 データ監視社会のネットワーク」参照）

しかし以上のような、住民基本台帳に基づいて全住民に番号を付け、コンピュータ・ネットワークを利用して全行政機関・民間機関が、この共通番号（国民総背番号）を利用していこうとする構想は、個人のプライバシー権に対する重大な脅威であり、その危険性が十分に認識される必要がある。

第一はその付番事務が、国民生活をおこなう上で避けられない市町村の住民登録窓口を通じて行われる点である。この方式はスウェーデンにおける番号制と同様に、国民の管理を最も徹底しておこなうことが可能な方式であるということ、まず認識しなければならぬ。

第二は、「地域住民に対する行政サービスの上」という、実効性のないまいな大義名分のもと、この共通番号の持つ本来の狙い「『国民総背番号として国民を管理する手段である』という点が、国民の目から隠さ

れてしまつたことである。

五 共通番号の民間利用と国民のプライバシー

「中間報告」は、住民基本台帳に基づく番号が共通番号として官民で利用される場合に予想される問題点について、次のようにのべている。

住民基本台帳番号を利用する個別の行政分野においては、どのような個人情報保護措置を設けるべきか。

民間の機関が、住民基本台帳番号をキーとして、独自のデータベースを構築することも予想されるが、このような民間の活動についてどのように対応していく必要があるか。

交付された番号カードを偽造されたり悪用されたりしないようにするためには、どのような対策をおこなう必要があるか。

これらはいずれも高度情報化社会におけるプライバシー保護という原則的観点ではなく、番号制を実施する場合の技術的観点からの問題点の指摘に過ぎない。しかも「中間報告」はそのまじめにおいて、『これらの（整理すべき課題がある）が、『これからの行政の高度情報化の基盤整備としての意味から、残された問題点の検討を行い』、『その早期の導入に向けて作業がすすめられることが期待される』として、

住民基本台帳番号（共通番号）制度が「民間において自発的に利用される」ことも含めて、「速やかに」実施されることを求めている。

仮に百歩ゆずつて、住民基本台帳番号（共通番号）が導入された場合でも、「民間における自発的利用」は法律で明確に禁止されなければならぬ。もしこれを禁止しなければ、国民のプライバシー権にとって重大な事態の発生が想定される。

番号カードの交付と利用は大問題
しかも、「中間報告」は本人確認の手段として、また、さまざまな行政サービスを受けるために「番号カード」の交付を提言している。

しかし、「番号カード」の発行は、絶対認められない。なぜならこの種のカードは将来「国民登録証」と化し、身分証明証として携行が「義務」づけられ恐れがあるからである。

しかも、自治省構想は、民間における「番号カード」の提示要求や番号の利用を禁止する法的措置を考えていない。その結果、この番号を利用して民間機関に、個人情報収集・集積されていくであろうことは目に見えている。

たとえば、新たに雇用されるサラリーマンは、雇用主から「番号カード」を提示することを義務づけられ

る。また金融機関も新規に口座を開
 設しようとする個人に、番号カード
 の提示を求めることになる。そのほ
 か、医療機関において診療を受ける
 場合、学校に入学する場合、通信販
 売で商品を購入する場合など、生活
 のあらゆる局面で、この「番号カー
 ド」住民基本台帳番号（共通番号）
 の提示を求められることになる。

しかも、「番号カード」はただ単に
 見せる（提示する）だけでは終わら
 ない。このカードには磁気によって、
 個人番号はもちろん、住所・氏名・
 生年月日・性別の四情報が記録され
 ている。この磁気記録を読みとる装
 置を使えば、正確な個人識別のため
 の基礎情報を、直接、かつ、簡便に
 入手できることになる。

すなわち「番号カード」を提示さ
 れた民間機関は、その番号をカード
 読み取り装置にセットして、前記の
 四情報を自己のデータベースに直接
 入力することも可能になる。

そして、「共通番号」と四情報を利用
 して、勤務先企業は人事情報を、
 金融機関は顧客情報を、医療機関は
 患者の病歴情報を、それぞれデータ
 ベース化し、管理し始める。

さらに、集められた個人情報が行
 政機関の場合と同様に、この番号を
 マスターキーとして、多数の民間機関

を相互にリンクさせるコンピュー
 タ・ネットワークを利用して「活用」
 される。

保険会社は医療機関のデータベ
 スにアクセスして、加入者やその親
 族の病歴情報を入手することも可能
 になる。社員・職員を採用した企業
 や官庁は、信用情報機関や出身学校
 のデータベースから、その人物の
 「過去」や債務情報、成績情報を綿密
 に調査できる。不動産業者は、買い
 主や売り主の資産情報や預金情報を
 入手できる。ホテルは、宿泊者の過
 去の宿泊状況や他のホテルでのトラ
 ブルの有無を、事前にチェックでき
 るだろう。このようにして個人のあ
 りとあらゆる情報が民間機関によつ
 て収集・管理・利用され、個人のプ
 ライバシー侵害は深刻な状況に陥る
 ことが予想される。

しかも、いったん官民の各分野で、
 この共通番号を利用した個人情報に
 関するデータベースが構築されれば、
 番号利用を制限ないしは禁止する措
 置は、膨大な投下資本が無に帰する
 ことを恐れる官民の「関係者」から
 猛反対され不可能となる。

「中間報告」は、このような共通
 番号の「官民における自由な利用」
 を認めることの危険性を全く軽視し
 ているか、意図的に無視している。

そして官民における全面的な共通番
 号の利用が、完全なデータ監視社会
 の構築につながる危険性については、
 まったく論及していない。

しかし、私もPIJは、国民総
 背番号制につながる共通番号の実施
 はもちろん、「番号カード」の発行に
 も、絶対反対である。

五 高度データ監視社会先進国
 スウェーデンの現状

「中間報告」が考える、住民基本
 台帳をもとに、また子どもの出生と
 同時に国民に付番する方法は、すで
 にスウェーデンにおいて「統一個人
 コード番号」として実施されている。
 ではこのような制度ができればど
 のような状況となるのか、高福祉・
 高負担国家といわれる一方、西欧民
 主主義諸国から、「背番号制先進国」
 あるいは「データ監視先進国」と呼
 ばれているスウェーデンが、どのよ
 うな現状にあるかをみておきたい。

スウェーデンの人口は約八六〇万
 人、国土は日本の約一・二倍で、人
 口の面から見れば比較的小規模な国
 家といえる。

この国においては一九四七年、全
 国民を 対象として、出生時等に付
 番する九桁の「統一個人コード」(P
 IN^(注2)) 制が実施され、その後、一

九六七年にPINシステムをコンピ
 ュータ化するとともに、番号を10桁
 化した。

このPINの付番機関は課税庁で
 あるが、非常に重要な点は当初から
 このPINの利用について、全く制
 限を設けなかったことである。この
 ため、PINは税務を含むあらゆる
 行政機関において利用され、さらに
 は学生登録や電話代の請求書から預
 金の引き出しや定期券の購入のはて
 まで、民間の機関においても広く利
 用されている。

また、警察、課税庁、国家統計局
 などはそれぞれ、あらゆる国民情報
 を各人のPINを使ってデータベ
 ース化して保有しており、民間機関に
 おいても同様の状況にある。

一九七六年には、この生涯不変のP
 INとコンピュータを利用した住民基
 本台帳(SPAR^(注3)) が新設された。

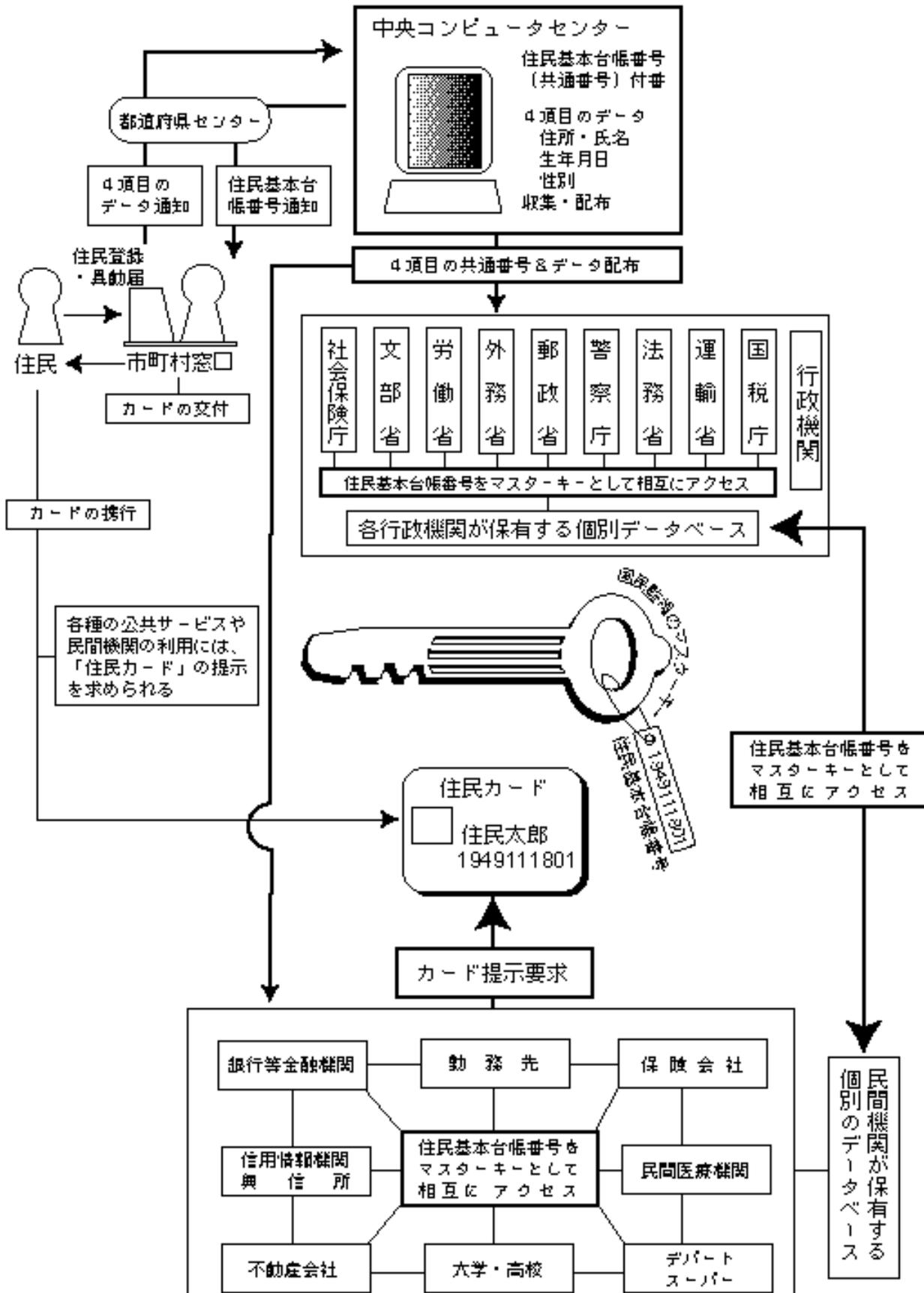
このシステムは、性格的には、西
 欧や北米諸国で「国民情報の社会監
 視システム」として悪名をはせてい
 る「ナショナル・データ・バンク」
 である。しかも、SPARは、ことも
 あるうに、「民間が国民情報を独占し
 たり濫用することのないように、国が
 国民の基本的な個人情報収集、管
 理・保全、頒布する」という趣旨で
 設置されている点は、注目に値する。

特集 自治省の国民総背番号制導入案（中間報告）を検討する

(注3) SPAR = Swedish Population and Adress Register

(注2) PIN = Personal Identification Numbers

図3 データ監視社会のネットワーク



特集 自治省の国民総背番号制導入案(中間報告)を検討する

SPARには、居住外国人を含む国民について、各人の氏名、年齢、性別、住所、国籍、婚姻関係、認知関係、課税所得、課税対象資産、保有不動産などのデータが、各人のPINを使って収集・管理されている。こうしたデータは、SPARを管理する「行政データ処理コンピュータ・センター(DAFA)」が郵便局、各行政機関のファイル、課税庁など官民にわたるさまざまな機関から、PINを使ってオンラインなどの方法で収集したものである。SPARにあるデータは、各行政機関の利用はもちろんのこと、また民間機関もDAFAの承諾を得て自由に引き出して利用できる。

大手保険会社のスカンディア(Skandia)など多くの企業は、SPARから、大量の個人の年齢や年収などのデータを購入し、ダイレクトメールの送付などのセールス・キャンペーンに使っている。現在、SPARを管理するDAFAは、保有する国民データの販売戦略を重視している。つまり、DAFAは営利を目的に個人情報を提供しているだけではなく、いっそう多くの収益を上げようというのである。

このような高度監視社会においては、どのような問題が起きるのであ

らうか。

この国では生涯不変のPINを利用したSPARのために、国民はどこにいてもその所在がすぐ突き止められる。そのため前夫の暴力から逃がれている女性は、再婚して家族名を変えてもダメで、SPARの管理が及ばない国外に逃れるしかないという悲惨な事態も起こっている。

一九八二年の総選挙の際に発覚した事件は、個人情報濫用の典型といえる。この選挙の際、国会の選挙監視委員会の求めに応じ、移民の投票率(ちなみに、スウェーデンでは国籍の有無にかかわらず選挙権が与えられている)をあげる目的で、移民委員会が先(一九七九年)の選挙で棄権した移民を対象に投票を促すダイレクトメールを出す計画を承認しようとしたことが問題となった。

スウェーデンでは電子投票(集計)システムが使われており、各有権者が投票したか棄権したかは容易にチェックできる。そしてこの選挙を棄権した移民の住所確認は、PINを使っておこなう予定であった。しかしこの計画は大きな論争を巻き起こし、幸いにも実施にいたらず中止された。

コンピュータを利用すれば、このように個別にはまったく問題のないデータ項目(投票したかどうか、そ

の人物の住所、移民であるかどうか)であっても、さまざまなデータを接合し、「コンピュータ・プロフィールング」をおこなうことによって、新たな、時として「邪悪」な意味を持つデータを作り出すことも可能である。スウェーデンの場合、PINとSPARという総国民監視システムがあるため、こうしたことは比較的容易にできる。

それでは、スウェーデンにおいて、容易に、このような高度監視社会ができあがってしまったのは、どのような理由によるのであろうか。

まず、はじめに述べたようにこの国が八〇〇万人という、「監視しやすいい規模」の人口しかないという点が指摘できる。またスウェーデン人の政府にたいする信頼が厚く、一方で自己のプライバシーが管理されることに、比較的寛容であるという特質もある。そしてなによりも、「高福祉・高負担」政策のもと、「福祉の不正受給、課税もれば絶対に許さない」、そのためにはPIN、SPAR、データ照合などのあらゆる手段で国民を徹底的に監視・管理するという政策手段がとられ、それを国民が容認したことが大きな原因であろう。

ひるがえってわが国ではどうであろうか。わが国の人口はスウェーデ

ンの約一四倍の一億二千万人、また政府にたいする国民の信頼もきわめて薄く、福祉の水準もスウェーデンにくらべてはるかに低い。さらに包括的な情報公開あるいはプライバシー保護の法制も未整備であり、行政の透明性も著しく低い。

このような、スウェーデンと対照的なわが国の状況のもとでは、絶対に「データ監視システム」の導入は避けなければならない。

それにもかかわらず、自治省は、「国民のすべてを自らの監視下に置き、効率的に管理したい」というきわめて官僚的な欲求にもとづいて住民基本台帳を基礎にした共通番号制構想を提案した。

国民を「非人間的な」共通番号の付番対象として、コンピュータなどの先端技術により効率的に管理しようとする、この自治省の考え方に対して、私たちは人間らしい生活のもととなる、「プライバシーを守る」立場から反論していく必要がある。

七 共通番号による

国民監視社会と人権の保護

いま私たちの日常生活は多くの番号によって登録、整理、管理されている。運転免許証、年金手帳、そして預金通帳からクレジットカードま

特集

自治省の国民総背番号制導入案(中間報告)を検討する

特集 自治省の国民総背番号制導入案（中間報告）を検討する

で、いく種類もの番号がつけられていて、まさに「番号化社会」というにふさわしい状況である。コンピュータなどの先端技術が進展する高度情報化社会においては、その効率性を高める意味から「番号化社会」はある程度は避けられないだろう。

共通番号は広範に利用される。しかし高度情報化社会は「番号化社会」であるとしても、絶対に「高度データ監視社会」であってはならない。

つまり、国民にさまざまなサービスを効率よく提供するために番号を利用したとしても、これを国民の監視・管理手段として使うことは拒否しなければならない。その意味で「国民監視社会」を防ぐための最も基本的なセーフガード（人権保障措置）は、自治省の考える住民基本台帳番号のような、多目的利用を前提とした共通番号制の導入を拒否することである。もしいったんこのような多目的番号制が導入されたなら、ほとんどの行政機関でこの番号をもとに、その保有情報をデータベース化することが予想されると同時に、行政機関相互のデータ照合・接合の要求は限りなく広がるであろう。

そして一度広範な番号利用を認めずしてしまえば、その利用を制限・禁止して、プライバシー保護することは非常にむずかしいのである。

このことは先にのべたスウェーデンの例や、当初は社会保障の給付を目的として創設されたSSN (Social Security Number) が、その利用に制限を設けなかったために、現在は「事実上の国民背番号」となっているアメリカなど、番号制先進国の例を参考にすれば明らかである。まして官民ともにプライバシーの保護に関する意識が希薄であり、また情報公開法、情報保護基本法などの法的な保護措置が遅れているわが国においてはなおさらであろう。

共通番号拒否は人権保護のコストしたがって何らかの番号制が必要であるという場合も、共通番号ではなく、「複数の限定番号」が並存している現在の状況のままにとどめておくことが重要である。確かにそのことによつて「行政効率」の向上が遅れたとしても、それは私たちの生活の基本であるプライバシーを守り、「データ監視社会」化を防止するためには、必要なコストであるといえる。

番号カードは絶対認めない。さらに「国民登録証」「身分証明証」として機能する「番号カード」の発行は、絶対認められない。民間の機関が、番号カードの提示を求めることを禁止するためにも、「番号カード」の発行認めないことが最大の保

障措置となる。

共通番号の民間利用は絶対禁止。つぎに共通番号であれ、限定番号であれ、行政上の理由から国民につける番号を、民間機関が使用することは明確に禁止しなければならない。

プライバシー保護の確立が最優先。さて、三ページの「二 限定番号と共通番号」においてふれたように、

各行政省庁はその保有する個人情報のデータベース化を着々と進めている。とくに国税庁はKSK（国税総合管理）システム「実質的な「納税者番号制度」を、一九九七年から全国的に運用開始しようとしている。

一方、このような行政の先走り状況のなか、個人のプライバシーを保護するインフラ（基盤）の整備は遅々として進んでいない。一九八八年には「行政機関の保有する電算機処理にかかる個人情報保護に関する法律」、いわゆる「個人情報保護法」が施行されたが、同法は税務情報など適用除外事項が多く、日本弁護士連合会などからは「ザル法」と指摘されているしるものである。

高度情報化社会における「プライバシー権」とは、行政機関や民間機関が保有する個人情報に対して、本人がその開示を求めたり、その収集・利用を制限したりまたその情報

に誤りがあった場合には、その訂正を求めることができる権利など、いわゆる「個人情報の自己コントロール権」をいう。アメリカ、カナダ、オーストラリアなど、番号制を導入している国々では、こうした高度情報化社会の要請に応じられるような内容のプライバシー保護法を定めている。

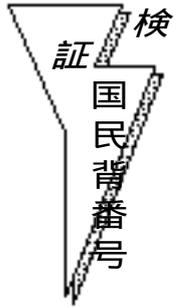
そしていま行政による個人情報管理が急速に進みつつあるわが国において、早急に必要とされるのは、「共通番号制」ではなく、先進国並の内容を持つプライバシー保護あるいは行政情報公開のための立法措置なのである。

読書案内

納税者番号制とは何か

岩波ブックレットNo.331 定価400円
石村耕治・著 A5 62頁

国民背番号制の原点を知ることができる入門書です。納税者番号制の目的、共通番号としての運用の実態、プライバシーとの関連を、各国の制度とわが国の構想にもとづき紹介。是非一度お読みください。



[Data-0006]

自治省が考える「番号カード」とは何か 既存のICカードにみる問題点

一枚のカードに新聞紙一ページ分を収録できる。

\$ 以上の機能により、「多目的・多機能」のカードとして利用できる。

ICカードの恐るべき機能

この\$の「多目的・多機能」という部分は、自治省の「共通番号」構想に通ずる。不穏。ものを予感させる。すなわち、このICカード一枚に、その個人のプライバシーをすべてしまい込むことも可能になると同時に、行政機関や民間機関は、このカードから自由に個人情報収集・確認できるからである。しかも、従来の磁気式カードと違い、非接触式のシステムも構築できる。

これまでのクレジット・カードなどは、使用者がサイフから取り出し係員に提示し、係員は読み取り機で照合・確認、さらにはサインを求めるという一連の作業が必要であった。しかし、非接触式のICカードは、カード自身が勝手に、カード用の端末機に電波を発信して情報の交換・確認・照合の作業を済ませてしまう。このICカードのシステムが、自治省の考える共通番号制（国民総背番号制）と結びつけば、近い将来、カードが勝手にやり取りする情報の内容を知らない（読み出せない）のは、当の本人だけという不気味な時代がやってくるかも知れない……

利用がすすむICカード

さて、それでは現在どこでこのICカードのシステムが利用されているのかを、簡単に紹介してみよう。

「出光MYDOカード」

現在全国で使われている九百万枚のICカードの八割近くの七百万枚が、この「出光MYDOカード」。このカードは主に出光系列のガソリンスタンド（GS）で、給油、オイル交換、タイヤ交換、などのサービスを受けるときに現金と一緒に渡せば、それらの情報がホストコンピュータに集積されてゆく。もちろん、ユーザーの住所・氏名・生年月日・電話番号などの基礎情報も記憶されている。

出光やGS側は、顧客管理やDMコストの削減、車検自由化に伴う車検情報の集積などの営業面、ユーザーは前回までの給油・オイル交換などの履歴情報や「愛車カルテ」とよばれる車輛整備記録の利用、プリペイドカードとしての登録と利用などのサービスといったところが、このカードを利用するメリットであるだろうか。

「ICカード定期券（JR東日本）」

駅の改札口で、定期券を機械にみせるだけで入場できる、そんな定期券をJR東日本が開発している。カードが電波を発信し、これを受信した自動改札機がゲートを開く、非接触方式のICカードである。単に有効期間を記憶させるだけではなく、いわゆるキセルを確実に防止するシステムをつくることも可能になるといわれるが、今のところ実用化のめどはたっていない。

「ICカード通行券（道路公団）」

有料道路での料金の支払いのため一時停止を不要にし、車両の流れをスムーズにするため、建設省・道路公団は、「自動料金収受システム」を構想している。これは、車内に設置した専用のICカードから発信された電波を、料金所の端末機が受信して決済する。複雑な道路料金体系のわが国では、前払い方式と後払い方式の両方の情報をICカードが記憶し、車内にある専用の発信機のスロットにこのカードを入れると、支払情報が送信される方法がとられるものと考えられている。

「ICカード社員証」

個人のプライバシーを商品として直接扱う金融機関等の場合、その情

今回（Data-0006）は、個人情報の記録媒体としての利用が急激に加速している「ICカード」をとりあげてみたい。これまでの磁気記録方式のカードとのちがいが、利用の分野、個人のプライバシー保護との重要な係わりについて検証する。
なお、この記事は雑誌「ニュー・モデル・マガジン・MAGX（1995/6）」掲載の「4次元カード急増中」（文・小谷洋之）を参考にさせていただいた。

ICカードというものをご存じだろうか？ 大きさは、普通のクレジットカードと変わらないが、個人情報を集積あるいは確認する媒体として、従来の磁気記録カードに代わる、将来有望なデータの記録方式である。その機能面の特徴は、次のように整理できる。

カード内部にCPU（八ビットマイコン）を内蔵している。このため、単なる磁気方式のカードと違い、情報の暗号化による情報処理とセキュリティの高度化が可能になる。

E 書き換え可能な大容量メモリを内蔵し、大量の情報（現在の主流は

報を扱う部署に出入りできるかどうかの情報をICカード化した社員証に記憶させ、その部屋のドアの前に立つだけで、その人物が入室できるかどうかをカードから読みとり、ドアを開ける（開けない）システムを採用しているところもある。この企業の社員は、「日本の他の企業のような情報の扱い方では、銀行としての国際的な信用は得られません」と断言。自治省の役人に聴かせたい、りっぱな発言である。

（ICカード免許証構想）

自動車の免許証をICカード化する。しかも、非接触方式によって。警察庁はこの構想の存在を公式には認めていない。しかし、わが国の役人が考えそうなことであることは間違いない。何故か？ 免許証をICカード化することにより免許内容はもちろん過去の違反履歴を記憶し、違反時にはその場で処分内容も入力できるというメリットがある。それだけではなく、全国民の半数以上が持っている自動車免許証に、「共通番号」を記憶させればリッパに国民IDカードとしても機能するからである。

（いずも市民カード）

この 国民IDカード をすでに実践している地方自治体がある。先の

東京都知事選挙で落選した、あの岩国哲人氏が島根県出雲市長時代にはじめた「いずも市民カード」である。現在67歳以上の市民に持たせる「福祉カード」と、15歳までの児童に持たせる「児童カード」が実施されており、一九九六年からは全市民を対象にした「市民カード」を導入予定。

いずも市民カードの目的

これらのカードは、「行政情報や保健情報を記録したICカード」を全市民に持たせることにより、「救急医療、行政窓口サービス」を「正確かつ迅速に受けること」とともに、「万一の時の安心感」を持たせ、さらに「自発的に健康な生活を維持する能力」を市民が身につけることを目的としている。このカードがあればこの誰かがすぐわかり、特異体質でも病院は困らず手当てでき、福祉サービスを受けるのも本人確認が簡単にできる。つまり、「市民は行政にテマを掛けさせず、機械的に処理できるように」ということを四六時中持っている「い」ということである。

記憶されている情報

「福祉カード」には、カード番号、氏名・生年月日・性別・住所・本籍地、電話、年金・保険番号、印鑑登録番号、緊急時連絡先、血液型・アレルギー歴・薬品副作用歴・既往

歴・家族の病歴などが記憶できる。またカード面に本人の写真もカラー印刷されている。「児童カード」には、「福祉カード」と同種の情報の他、児童の兄弟姉妹・父母・父母の両親の既往歴、母子手帳収録情報、予防接種情報などが記憶されている。これらの情報は、カードセンター、市役所（市民課・健康課）、消防署、学校などに設置された「分散型データベース」に収録されている。

カードを利用する機関

これらのカードを使って、市役所の窓口職員、保健婦・医療機関（医師・看護婦）、救急隊員・消防署、養護教諭などの広範な機関と担当者が必要な情報にアクセスできる。しかし、カードの本人・保護者は自由にアクセスできない。いわゆるセキュリテイについては、このカードがICカードであり、第三者が自由に内容を読み出せないという点のみが強調され、過去の病歴（しかも祖父父母から三世代分）というセンシティブ情報へのアクセスを原則的に認めることの問題点の検討はされていない。さらに、他の行政分野での利用も明確には制限されていない。

まさに、国民IDカード としての危険性を考慮することなく、行政の便宜のために利用されているシス

テムといわざるを得ない。

「おわりに」
ICカードのすばらしい機能、おわかりいただけただろうか。免許証、銀行カード、クレジットカード、病院の診察券、定期券、有料道路通行券、などなど、広範な分野の、大量の個人のプライバシー情報をたった一枚の小さなカードに記憶させ、しかも「住民基本台帳番号」を共通の識別番号として、官民の機関が、カードの情報を自由に利用する、このような事態を規制する法律は、今のわが国には何もない。

MAGX誌のこぼれを借りてこの文を終わることとする。

『近年になって、国際的な信用情報は日本を通り過ぎてアジアの他国をベースにしていると聞く。日本では情報が法によって守られていない。情報にとっては法もモラルもない極めて危険な国』それが日本の現状である。OECDの個人情報原則にもとづき、早急にわが国の情報保護法制を見直さなければ、まさに、日本は「プライバシー保護0原則国」となってしまう。

PIJ 対外活動の概要

年月日	会 合 内 容 等	主 催 者 等	講演者等
95.02.01	講演「KSKシステム・納税者番号制と納税者の権利」(東京・中野)	TCフォーラム	石村代表
95.02.04	講演「国民背番号制とプライバシー」(岐阜司法書士会館)	岐阜青年司法書士連盟	石村代表
95.03.17	懇談「国民背番号制について」(東京・四谷)	消費者団体連絡会	辻村委員
95.03.23	講演「KSKシステムと納税者番号制」(東京税理士会館)	東京税理士会	石村代表
95.03.25	講演「PIJ創設記念講演会 政府のナショナル・データベース構 想と国民背番号制」(東京・新宿農協会館)	プライバシー・インターナ ショナル・ジャパン	石村代表
95.04.07	講演「KSKシステムと納税者番号制」(愛知県水産会館)	名古屋税理士会中支部	石村代表
95.05.01	PIJ編「国税庁・KSKシステムの透明化の課題」を東京地方税理 士会全会員に配布	東京地方税理士協同組合	
95.05.25	講演「KSKシステムと納税者番号制」(名古屋東山会館)	中部税理士データ通信協同組合	石村代表
95.06.03	講演「KSKシステム・納税者番号制度について」(東京税理士会館)	全国婦人税理士連盟東日本支部	石村代表
95.06.10	シンポジウム「登記所統廃合を考える」 「登記所統廃合と登記のコンピュータ化」のパネラーとして (広島県因島市・芸予文化情報センター)	因島の法務局を存続させる会	石村代表
95.03	記事「PIJの活動紹介・代表とのインタビュー」	中日新聞95.03.29朝刊記事 東京新聞95.04.02朝刊記事	石村代表
95.03	論文「納税者の権利保障と租税手続改革の課題」 文献紹介「PIJ編『国税庁・KSKシステムの透明化の課題』」	雑誌・法律時報67巻3号33頁 雑誌・法律時報67巻3号139頁	石村代表
95.04	取材「PIJの活動について」	西日本新聞・長田記者	石村代表
9505	記事「独り歩きするプライバシー(第32回・最終回) - データ監 視社会の入り口で(佐藤勉・著)」の中でPIJ代表の体験を紹介	雑誌「たしかな目」(国民生活 センター・刊) No.16 May1995	
9505	記事「どこへ行く・ニッポンの国民管理 - 住民台帳で総背番号制 (大谷昭宏・著)」の中でPIJの番号制問題の意見を紹介	雑誌「ニューモデル・マガ ジン・エクス95年5月号」	
95.06	記事「特集・4次元カード急増中(免許証がICカードになる日/ 国民管理はこれに限る)(小谷洋之・著)」の中でPIJ代表の意見 を紹介	雑誌「ニューモデル・マガ ジン・エクス95年6月号」	
95.06	雑誌「月刊・シリエズ(SYRIEZ)」95年6月号の中で「PIJ創設記 念講演会」のもようを紹介(同誌78頁)	シリエズ総研・刊	
95.07	雑誌「月刊・母の友」95年7月号の中で「番号制問題及びPIJの活 動」について詳しく紹介(同誌32頁)	福音館書店・刊	

入会のご案内 あなたもCNNのネットワークに
入会いただいた方には、このCNNニュース(季刊)をお送りします。
会費 正会員.....年間10,000円 賛助(購読)会員.....年間 3,000円
入会資料は右記まで / 03-3985-4590

郵便振替 00140 4 169829
替口座 ピー・アイ・ジェー(PIJ)

編集及び発行人
プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美
Published by
 Privacy International Japan(PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590

NetWorkのつばやき

・参院選での連立与党の“予想されたとおりの不振”。しかし、政権は変わらず。衆議院ではないから、たしかに政権を交代する「義務」はない。しかし、今の政権は国民の審判を経て組閣されたわけではない。
 ・行政手続法が運用開始となっても、そのおもとの内閣の成立過程が不透明で情報も公開されない、たらい回しと居直り。 もっと光を！ (T